

第7回

(令和元年11月11日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和元年11月11日(月)午前9時00分から午前9時35分
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 9名
2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 西嶋 健一
7番委員 尾方安枝子・8番委員 福本 王雅・9番委員 栗原 和親
10番委員 税所隆則
- 4 欠席委員 1番委員 田口英一郎
- 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 会議書記の指名
 - 4) 議第46号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第47号案 農地法第4条の規定による許可申請について
議第48号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第49号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
報告第8号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について
協 議 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出について

- 6 事務局職員
事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美

7 会議の概要

議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、9番・10番委員をお願いします。

議 長 議事に入ります。議第46号案を審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第46号案農地法第3条の規定による許可申請について(朗読)

議 長 調査番号1番から3番について、4番委員から調査報告をお願いします。

- 4 番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力2人)。経営面積は、459a、水稻175a、あとWCSです。畑は、牧草を作っておられます。酪農をされており乳牛30頭です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):1.5Km。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):贈与のため発生しておりません。6番(耕作放棄地):問

題なし。7番（農機具の利用計画）：酪農関係トラクター、農業関係はすべて揃えてあります。8番（取得農地の利用計画）：牧草。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

4 番 （調査番号2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力2人）。経営面積は、347a、水稻 20a、他は飼料作物、畑 46a も飼料作物。肥育をされており牛 90頭です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：1Km。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：贈与のため発生しておりません。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：農作業用すべての機械を揃えてあります。8番（取得農地の利用計画）：牧草。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

4 番 （調査番号3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力2人）。経営面積は、237a、水稻 135a、WCS40a、畑は、栗を植栽されておられます。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：1Km。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：贈与のため発生しておりません。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター1、軽トラ1、動噴1、田植機1を保有。8番（取得農地の利用計画）：申請地は荒れ気味の農地であり、開墾して栗を植栽される計画。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号4番について、5番委員から調査報告をお願いします。

5 番 （調査番号4）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力2人）臨時雇用年間のべ15人。経営面積は、75.05a、うち田 30.8a、水稻を作られています。畑 44.25a、ミシマサイコ 40a、梨 2a、他野菜を作られています。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：200m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：10a 当たり 40万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター1、耕運機1、ハーベスタ1、ミスト機1、動力噴霧器1を所有。8番（取得農地の利用計画）：水稻。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とも

に協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号5番について、6番委員から調査報告をお願いします。

6 番 (調査番号5) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は農業者年金受給のためです。使用借人の経営内容について報告します。家族8人(稼働力3人)、従業員が年間を通じて1人。経営面積は、367a、うち田346a、水稻、飼料作物です。畑22a、飼料作物です。酪農を営んでおられ成牛34頭、育成牛と子牛合わせて35頭です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):500m。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):親子での使用貸借のため発生しておりません。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター5、ローラー、スプレッダー、モア、一式必要な機械は揃えてあります。8番(取得農地の利用計画):水稻、飼料作物です。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査報告が終了しましたので、質問のある方は挙手をお願いします。

古里推進委員

調査番号5で農業者年金は、経営移譲しないともらえないということでしょうか。

事務局 こちらは、以前に経営移譲されて、農業者年金を受給されているのですが、お父様が亡くなられて相続をされた分を更に後継者に土地の利用権を設定しないと支給停止になりますので、相続された分を利用権設定ということです。相続する前に自分が所有されていた土地は既に利用権設定がされていて、追加で利用権設定をされます。

議 長 農業者年金の関係で契約の更新とか携われると思いますが、今のように、更新を怠っておけば受給を打ち切られるようなこともありますので、きちんと手続きをされるようによろしくお願いします。

8 番 調査番号1から3番について、全部、贈与で0円ですがどういった理由でしょうか。

4 番 親戚関係はありませんが、贈与です。

8 番 認定農業者もおられるので、どうしてあっせん事業にしなかったのか。

事務局 1番2番については、利用権を設定されて作っていただいて関係で、贈与しますということです。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員:挙手)

議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号5番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

すべて、全員賛成です。

議 長 議第47号案農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第47号案農地法第4条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番について、3番委員から調査報告をお願いします。

3 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は自宅への進入路です。申請人が70才くらいの方ですが、申請人の親が昔、畑を隣の方と口約束で、進入路として使っておって、近頃になって農地であることが判明して、以前から無断転用という形になっていて、近頃気付いたということで、始末書の確認をしております。4条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第2種農地です。2番（着工時期）：許可日からです。3番（資金調達）：自己資金です。5番（周囲の農地の承諾）問題なし。6番（公衆衛生）水路、公衆用道路があり問題ありません。7番（転用措置）：問題ありません。8番（日照通風の影響）：問題ありません。10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

議 長 調査報告が終了したので、質問のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。許可するものといたします。

議 長 議第48号案農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第48号案農地法第5条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番について、4番委員から調査報告をお願いします。

4 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は農業用倉庫です。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：2種農地です。2番（着工時期）：許可次第です。3番（資金調達）：借入金です。5番（周囲の承諾）：周囲の農地は申請人が管理されております。問題なし。6番（公衆衛生）問題

なし。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

議 長 調査番号2番について、3番委員から調査報告をお願いします。

3 番 （調査番号2）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は自宅への通路です。先祖の代からずっと今まで利用しており、将来のために所有権を持ちたいということです。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：2種農地です。2番（着工時期）：許可日からです。3番（資金調達）：自己資金です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）問題なし。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

議 長 それでは、質疑を受けたいと思います。質疑がある方の挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

（全委員：挙手）

議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。許可するものといたします。

議 長 議第49号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第49号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）今回は所有権移転1件、利用権設定が14件です。所有権移転につきましては、農業公社の買入1件です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

（1～14番適格の報告あり）

（議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明）

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認め

られること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。
の各要件を満たしていると考えます。

議 長 何か質問はありませんか。

4 番 7番の会社の経営者はどこの人ですか。

事務局 経営者は、運送業もされている方です。取締役は町内農業者の息子さんになっておられ管理は今までどおり地元の方がされます。この法人は、農地を所有できない法人ですので、これから、利用権の設定が申請されると思います。

議 長 それでは、議第49号案異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 報告第8号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第8号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）

議 長 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出について（説明）

議 長 1番は、西田委員、4番、7番委員

議 長 2番は、西田委員、4番委員

議 長 3番は、8番委員、田浦委員、石坂委員

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年11月11日

農業委員会会長

9 農 業 委 員

10番 農 業 委 員